

地域循環バス等実証事業委託業務 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「地域循環バス等実証事業委託業務仕様書」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄県内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通し、今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査の実績等を有しており、過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に交通施策に関連した調査、分析を受託（JVを含む）し、実施したことがあること。

※交通施策とは、公共交通（バス、BRT、LRT、鉄道、地下鉄、新交通システム、地域公共交通）、交通結節点（バスターミナル、バスタ、駅前広場）、TDM施策（パーク＆ライド、時差出勤等）、都市交通（道路計画、都市計画道路、総合交通戦略）に関する施策を指し、これに類似する業務を受託したことがあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し保険料の滞納がないこと。

(7) 労働関連法令を遵守していること。

(8) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

(9) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。

ウ 全ての構成員が応募資格(2)～(7)までの要件を満たし、いずれかの構成員が応募資格(1)を満たし、代表する法人が応募資格(8)の要件を満たすこと。

エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 応募の手続き等

(1) 本業務に関する質問の提出

ア 受付期間

公告日～令和8年2月19日（木）12時

イ 提出方法

質問票（様式1）を、下記Mailアドレスに送付

（必ず担当者（下記（2）イ）に電話でMailの受信を確認すること。）

Mailアドレス：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和8年2月20日（金）までに交通政策課ホームページにて回答する。

(2) 企画提案書（上記3(1)以外の書類）の提出

ア 受付期間

公告日～令和8年3月2日（月）12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当：神里、比嘉

電話： 098-866-2045

Mailアドレス：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

企画提案書等（上記3(1)以外の書類）を持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）により提出

4 審査・選定方法について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査（第2次審査対象者の選定）

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査（選考の実施）

企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。

日時：令和8年3月11日（水）予定

(3) 優先交渉者の選定

ア 優先交渉者の選定方法

地域循環バス等実証事業委託業務企画提案業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

イ 委員会における評価基準

別紙1「企画提案書等評価基準」による。

ウ 結果の通知

対象者に速やかに通知する。

エ 契約の締結

委員会で選定された優先交渉者と協議を行い、契約締結する。

但し、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位（ポイント）が次点の者と交渉を行う。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。